

# ハラスメント対応特別相談窓口

を開設します！！

## 開設期間

令和4年12月1日～令和5年3月31日（土日・祝日・年末年始除く）

### セクシュアルハラスメント

上司から繰り返し性的な言動  
を受け苦痛に感じている

### 妊娠・出産・育児休業等に

### 関するハラスメント

「育休を取るなんて迷惑だ」と  
繰り返し言われた

### パワーハラスメント

皆の前で怒鳴りつけられて  
ばかりいる

セクハラ・マタハラ・パワハラ対策は  
すべての事業主の義務です！！

## ハラスメント対応特別相談窓口について

- 開設期間：令和4年12月1日(木)～令和5年3月31日(金)
- 受付時間：8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）
- 電話番号：018-862-6684
- 所在地：秋田労働局雇用環境・均等室内  
（秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階）



- ・職場における上記のハラスメント対策に関する相談
- ・職場で上記のようなハラスメントを受けたが事業主が対応してくれないという相談  
はもちろん、
- ・職場や顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆる「カスタマーハラスメント」)に関する相談
- ・就職活動中に受けたハラスメントに関する相談
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談  
など、幅広く相談を受け付けています。

※開設期間終了後もハラスメント等に関する相談に通常どおり対応いたします。

## 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です!!

厚生労働省では、年末に向けた業務の繁忙などによりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と位置付け、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(いわゆる「マタニティハラスメント」)、パワーハラスメントの防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。



## 職場※のハラスメントとは

※「職場」には、通常働く場所のほか、出張先、業務で使用する車中や取引先との打ち合わせの場所（接待の席も含む）も含まれます。

### ①セクシュアルハラスメント

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗(しつよう)な誘い、身体への不必要な接触など、労働者の意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、就業環境が害されること。



### ②妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(マタハラ)

妊娠・出産したことや、育児や介護のための制度を利用する(した)ことなどに関して、上司から不利益な取扱いを示唆されたり、制度の利用を阻害されたり、上司・同僚からの嫌がらせ等によって就業環境が害されること。

※妊娠・出産したことや、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が解雇、雇止め、減給、降格、不利益な配置転換などを行うことは、「妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い」として禁止されています。



### ③パワーハラスメント

職場における、職務上の地位などの優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動によって、身体的・精神的に苦痛を与えられ、就業環境が害されること。

令和4年4月1日から全ての企業でパワハラ対策が義務となりました。

#### 事業主の皆様へ

ハラスメント防止対策のための規定例や対応事例集などを、秋田労働局HPでご確認いただけます。ぜひご利用ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage\\_00171.html](https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_00171.html)

